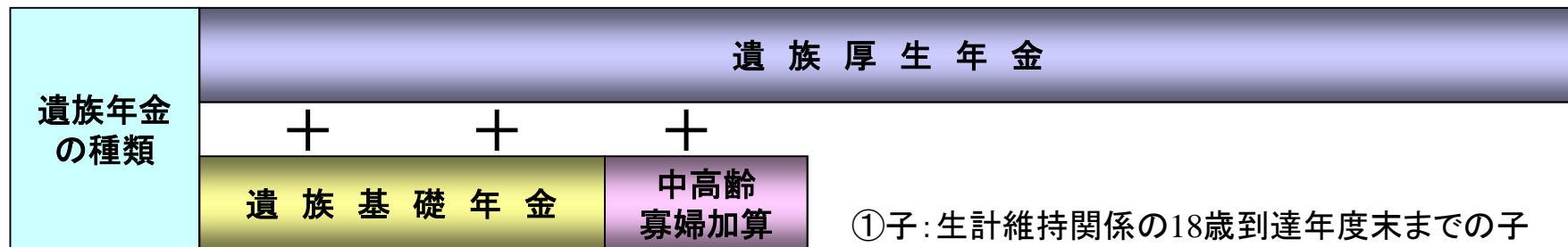


遺族年金

(2014/1/15 作成)

受給権の優先順位と年金の種類

優先順位	1	1	1	1	2	3	4
遺族	子のある配偶者	子	子のない妻	55歳以上の夫	55歳以上の父母	孫	55歳以上の祖父母



- ・死亡時、40歳以上65歳未満の子のない妻
- ・40歳の時に遺族基礎年金を受けていたが、子の年齢要件のため受給できなくなったとき
- ・40歳～64歳まで、年額594,200円

- ①子：生計維持関係の18歳到達年度末までの子（障害者は20歳未満）
- ②30歳未満の子のない妻は、5年間の有給給付
- ③夫、父母、祖父母が受ける場合は、死亡時55歳以上であることが条件であり支給開始は60歳から

寡婦年金	①受給対象者：老齢基礎年金を受けることが出来るにもかかわらず受けずに死亡した場合に婚姻期間が10年以上の妻に支給
	②年金額：夫の老齢基礎年金(第1号被保険者期間)の3/4
	③受給期間：60歳～64歳まで